

平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成26年12月19日(金曜日)

議事日程 第3号

平成26年12月19日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 請願第 6号 日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書(9月定例会継続審議)
- 日程第 2 請願第 7号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書
陳情第 4号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情書
- 日程第 3 請願第 8号 J Aグループの自己改革の実現に向けた請願
陳情第 2号 国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書
- 日程第 4 議案第69号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
議案第70号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第71号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第72号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 5 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 6 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋正次	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
会計課長	篠田朗君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	上田宜実君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	原澤志利君	観光課長	澤浦厚子君
まちづくり交流課長	宮崎育雄君	地域整備課長	石田洋一君
教育課長	岡田宏一君	水上支所長	高野一男君
新治支所長	田村良一君		

開 会

議 長（河合生博君） おはようございます。

今期定例会は、昨日まで議案調査のため休会でありましたが、休会中は、議員各位におかれましては、各常任委員会並びに特別委員会において、委員会に付託された請願や陳情等、慎重審議を賜り、まことにご苦労さまでした。

本日で今期定例会最終日となりますが、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号のとおり議事を進めます。

日程第1 請願第6号 日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書

議 長（河合生博君） 日程第1、請願第6号、日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） おはようございます。

それでは、本委員会に付託されました9月定例議会より継続審査となっております日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願について、審査と審議の経過をご報告を申し上げます。

本請願につきましては、既に9月定例議会において質疑が終わっておりますので、それぞれ各委員より意見を聴取する形において、この委員会を進行いたしました。

その主なものを、ここにご紹介を申し上げます。

まず現実、日本の安全政策を数十年やってきた中で、即戦争ということはありません。時の政治によってルール解釈が異なったり、政権の強さによって、ある程度ねじ曲げられることが心配である。方向性には賛成である。戦争はあってはならない。国際社会での日本の国益を守ることににおいては個別自衛権だけでは守っていけない。国民に一層理解を求める努力が必要である。平和主義だけ語っていても日本は守れない。採択はすべきではな

い。戦争をする国にしてはならない。国際的な役割を果たす必要がある。テロなどの脅威がある中で、足並みをそろえて対応できるよう集団的自衛権行使の閣議決定を尊重する。現状においてはこの請願に賛成できない。戦争は誰も反対であり憲法第9条は守らなければならない。日本が果たさなければならない役割の中で閣議決定したものとする。反対する。この委員会が選挙期間中でありましたので、今まさに衆議院議員の選挙期間中であり真意を問う状況である。

以上の意見があり、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択とすることに決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第6号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第6号の質疑を終結いたします。

これより請願第6号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

6番林誠行君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 6番林誠行です。

9月議会に提出されました請願第6号、日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出に対する賛成討論を行います。

7月、安倍首相は、国民の安全を守るためとして、憲法の解釈を180度を変えて、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行しました。一片の閣議決定で憲法9条を投げ捨て、日本を海外で戦争する国にする集団的自衛権の行使は、日本の国を守ることで、国民の命を守ることでありません。日本が攻撃されなくても、アフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争に、アメリカと一緒に日本の自衛隊が戦闘地域に行って武力行使を行うというものです。これまで自衛隊は1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺していません。アメリカの戦争に自衛隊を参戦させ、血を流す貢献をさせることが目的です。自衛隊員を初め、日本の若者を殺し、殺される戦争に、子供や孫たちを戦場に送ること、行かせることはできません。少しでもそうした可能性のあることを断ち切っておくことが私たち大人の役割、子供や孫たちへの贈り物だと思います。

安倍政権がこうした危険な暴走を強める中で、戦争への道を許すなど、元自民党幹事長の加藤紘一さんは、「再び戦争の道を歩ませないと聞いたときは大げさな話だと思っていた。でも最近、万が一ということもある。よほど慎重にやらないと間違えた方向に行きかねない」とも話しています。さらに古賀誠さんなど自民党保守の人たちを含め、「そんなことは許されない、立憲主義を守れ」と、幅広い人々が声を上げています。

14日に行われた総選挙、戦後最低の投票率のもとで、全有権者数に占める与党の得票率は3割にもなりません。大政党に有利な小選挙区制によってつくられた虚構です。そうした中ですが、沖縄では県知事選挙に続いて4つの小選挙区で新しい基地に反対するオール沖縄の4人が全員当選しました。沖縄県民の意思を無視して進めてきた安倍政権に新しい基地は要らないという明確な審判が下されました。

確かに閣議決定されたからといって、自衛隊が即海外で武力行使できるわけではありません。これからアメリカ政府との日米軍事協力の指針、新ガイドラインの改定に向けた協議を行い、合意することが求められます。引き続き、周辺事態法、自衛隊法、PKO協力法、日米物品役務総合提供協定、こうした法律20本くらいの関連した法律の整備を、来年の通常国会に一括提案して進めると安倍首相は発言しています。

議員各位の賢明な判断をお願いし、日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書に対する賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第6号の討論を終結いたします。

請願第6号、日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立少数であります。

よって、請願第6号、日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書は、不採択とすることに決定をいたしました。

日程第2 請願第7号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書

陳情第4号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情書

議長（河合生博君） 日程第2、請願第7号、脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書から陳情第4号、年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情書についてまで、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長小林洋君。

（厚生常任委員長 小林 洋君登壇）

厚生常任委員長（小林 洋君） 厚生常任委員長小林洋。

本委員会に付託されました請願第7号、陳情第4号について、以上2件を一括にて委員会における審議の過程と結果についてご報告を申し上げます。

初めに、請願第7号、脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書についてをご報告申し上げます。

まず、当局より、脳脊髄減少症とはどのような疾患か、また原因、症状、検査方法、治療方法、そしてこれまでの経緯の説明が終わり、質疑に入りました。

質疑内容につきましては、病症例や1回の治療で効果が出ない場合、また改善の状況等の質問があり、それに対し、全国で10万人以上との報告があり、1回で効果が出ない場合は、3カ月をあけて2回ないし3回の治療を行うことによって効果があらわれる。8割程度は改善は見られるが、2割程度は改善が見られない場合もあるとの説明を受けまして、質疑を終了し、反対、賛成討論もなく、採決の結果、請願第7号、脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号、年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情についてをご報告申し上げます。

まず、当局の説明として、我が国の年金制度は世代間扶養の仕組みになっている。積立金の運用は市場で運用し、将来世代の負担が大きくなるように運営を行っている。以前は大蔵省の資金運用部、平成13年から年金運用基金が、18年から現在の独立行政法人が行っている。運用実績は、25年度までで約47兆円のプラス収益、25年度単体運用実績は、収益率8.64%、収益額10兆2,207億円となっている。この運用の資産構成割合が、ことしの3月31日の認可を受け、国内株式、外国債券、外国株式の割合をふやす結果になっている。また、この変更に合わせて、ガバナンス体制の強化として、1、内部統制の強化、2、リスク管理の強化、3、専門人材の強化が実施されるとの説明が終わり、質疑に入りました。

委員の意見といたしましては、運用に関しては実績もあり任せたい。債券から株式に移行するのはリスクが高くなるのでは。利益も出ているので今のままでよいのではないか。過去に冒険的な投資が行われていた。最後に意見の提出をしない趣旨採択ではどうかとの意見があり、反対もなく、質疑を終了し、反対、賛成討論はなく、採決の結果、陳情第4号、年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情については、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第7号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第7号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて陳情第4号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより請願第7号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて請願第7号の討論を終結いたします。

請願第7号、脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第7号、脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書は、採択することに決定をいたしました。

議長(河合生博君) 続きまして、陳情第4号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて陳情第4号の討論を終結いたします。

陳情第4号、年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号、年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情書は、趣旨採択することに決定をいたしました。

日程第3 請願第8号 JAグループの自己改革の実現に向けた請願

陳情第2号 国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書

議長(河合生博君) 日程第3、請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願から陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書についてまで、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) それでは、本委員会に付託されました請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願、陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書についての審査の経過と結果を申し上げます。

最初に、請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願について、配付された請願内容を、紹介議員である林喜美雄議員より説明を願い、あわせて担当課より、国の取り組みの現状と考え方等について補足説明の後、審議に入りました。

提案理由については、農協改革については主体的に取り組んでおり、利根・沼田は平成4年に広域合併をした後、22年には片品農協も加えて一本化された中で運営がなされ、自主自立の考えのもと、地域の農業やふるさとを守り、多面的な機能をもって地域に貢献し、農村地域に大きな役割を果たしてきた組織である。JAは営農、経済、金融、共済を柱として総合的な経営状態で個別の事業を補完しながら経営されているが、今回の国による事業の見直しは、それぞれを分割経営として示されており存続が危ぶまれる。経済連や中央会等の組織改革等についても、農協みずからが改革に取り組んでいる等の説明があり、補足として担当課より、国の取り組みの現状の説明があり、国の規制改革会議で、農業成長産業の位置づけの中で、地域活性化創造プログラムをつくり進めているが、さらに加速するために、6月にこの改革案が答申された。農業委員会組織のあり方にも踏み込まれており、農業生産法人も規制緩和が示されている内容である。

改革の内容については、中央会制度が過去単協の組織に縛りをかけているため、単協が自主経営ができない。全農や経済連等も経済界と連携が速やかに進み、対等に話ができるような組織に移行すること。単協についても農業者支援に特化すること。正組合員を大事にするようなルールづくり、行政と農協の役割の明確化、自治会のメンバーも若い人や女性の登用を進めるなどが主なポイントである。このプランには、農協の国際組織である国際協同組合同盟が懸念を表明している。2月の豪雪時においては、JAの力が示された等説明の後、質疑に入り、意見として、今回の改革については、TPPが関係していると思われる。組合員を守るという観点から今回の請願は妥当である。農協の果たす役割は大きなものがあり、事業改革により分離することは多くの農協が破綻することになる。農協は自主組織であることから国の規制改革により干渉されるべきでない等、意見が出され、以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願は、全会一致をもって採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書についてご報告を申し上げます。

陳情書の内容については、資料配付済みであることから、建設予定地を現状のままの農地利用の視点からと、商業地域とした場合の視点から、それぞれの担当課より見解を求め、審議に入りました。

まず農政課より、上津地域の航空写真による説明があり、この地域は非常に優良農地が広がり、なおかつ適正に管理され利用されている。この地域は県営の上津土地改良事業及

び中山間地総合整備事業で整備がされており、補助が入っていない地域は国道17号と291号、新幹線高架下に囲まれた三角地帯の区域及び上津大原交差点に下区公民館の周辺だけで、ほとんどが土地改良事業の実施区域である。農振除外の申請が場所指定、規模などピンポイントで出てきたときは、農振法の5要件である必要性を踏まえて判断する。農業振興を図る担当課としては非常にハードルは高いものと考えている。全体的な町の考えとして大きな視点で考えた場合は変わってくるかもしれないが、農業振興地域として考えた場合、大変厳しいという見解が示され、農振法第13条の5要件の説明に入り、5つの要件を全て満たすこととして前提に、農振計画は市町村が定めれば県の同意が必要である。農振除外の要件を満たすことを、県に同意のための説明をする必要があるとし、1、必要、適当、代替困難であること。2、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。3、認定農業者等に対する農用地の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5、土地改良事業等の工事完了の翌年度から8年を経過した土地であることが説明されました。

次に、商業地域として見た場合の担当課の見解を交流課に求め、大規模店が営業することになると、商工会に加入しているような小規模店については売り上げが下がる等のデメリットはある。ただ、大規模店がなければ小規模店で買い物をするかといえば、隣接市の大規模店に行くということもあり、需要と供給でいくと仕方ない面もある。また、消費者の立場になって考えると便利な店ができるのはいいことであるのも事実であり、それに対抗する努力が小規模店には求めらるという見解が示され、設置する前提として、農地法以外の法的な事項の説明に入り、仮に農振解除され農地転用された場合であるが、みなかみ町開発協議関係で、地域整備課での事前協議が必要である。また店舗面積が小売部門が1,000平米以上の店舗については、大規模小売店舗立地法の届け出が必要である。駐車場の確保、騒音に関する事項、廃棄物等に関する事項、町並みづくりなどの内容を記述して県に届け出る必要がある。届け出から8カ月が経過しなければならないという縛りがあるなどが説明され、以上、質疑に入り、農振の手続の流れについて、農業委員会が審議し、町長が判断して県に伺いを立てるという中で、議会の役割はという質問に対し、農業振興計画については、総合計画のような議会の承認を求めるものではない。また、議員の見解として、今回の案件は議会が直接判断する材料はなく、農業委員会で審議していただくことが妥当であるという意見が出されました。

28年度の農業振興計画の見直しに当たり、地元地域の活性化や買い物弱者救済のための農振除外は可能かという質問に対しては、基本的には上位計画との整合性が図られるような土地利用が大事だ。来年12月ごろ、県の基本方針の見直しが予定され、その後、市町村の見直しが予定される。計画書作成は28年度を予定している。見直しの場合、この区域を農業振興から外すが、10ヘクタールを超える一団の土地は農振の地域に含めるべき土地であり、見直しの時期であるからといって除外されることは基本的には考えられない。

大きな店舗ができると既存店舗では扱っていない品物や変わった店舗も附随してできるが、17号線沿いに誘致できるかという質問に対し、地域の店舗が入れるショッピング

クモールができるのはいいと思う。

この後、委員さんの意見として、優良農地は守っていかなければならないが、農振関係は議会の範疇ではないことであるが、地域の方の同意と区長名での陳情が出されたことを考えると陳情の趣旨は認められる。この委員会は町全体を考えるもの、優良農地を全部なくすことは考えられない。議会の権限のないところまで踏み込めないが、議会として趣旨はわかる。農業委員会で議論されるべき。農業も商業も大事であり、議会として方向性を判断すべき。

以上、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書については、賛成多数で趣旨採択とすることに決定しました。

以上、請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願及び陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書についての報告とします。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

請願第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて陳情第2号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより請願第8号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願に賛成討論を行います。

2年前の総選挙で自民党が断固反対と公約した環太平洋連携協定（TPP）は、選挙が終われば、安倍首相は素知らぬ顔で参加し、アメリカの圧力に次々と譲歩し、地域の農業や医療の崩壊、輸入食品の安全性も心配されています。本来、各国との貿易経済連携は自由化一辺倒ではなく、関税を含む国境措置など食料主権、経済主権を尊重するルールづくりを目指すべきと考えます。

JAは、農業者だけでなく、多くの国民と共同を広げ、TPPからの撤退を強く求めて活動しています。そうした中、安倍首相は突然、公約にない、農協から信用・共済事業を切り離し、農協中央会の廃止、全農の株式会社化と、農業委員会の公選制を廃止するなど、TPP妥結を前提にし、農業への企業進出を最優先する方針を打ち出しました。これでは戦後、大企業に対抗して家族農業を支援し、信用・共済を含めた総合事業で成り立ってき

た農協の多くは破綻してしまいます。ことしは国連が定めた国際家族農業年、12年は国際協同組合年でした。JAの基本は「一人は万人のため、万人は一人のために」で、農業振興とともに地域住民を守ってきました。食料の安定供給には、大小多様な農家の存在が欠かせません。自民党は、農村所得を倍増すると言いながら、米の交付金を廃止し、米価の暴落は放置したまま、今、農業者には過剰米の隔離など、緊急対策とともに不足払い制度、主な農産物の価格保障、所得補償が必要です。家族経営とその協働を大事にし、農業の多面的機能の評価、中小企業とともに農産加工や流通業の振興、自然エネルギーの開発、観光、福祉、教育などを重視し、移住者を含め、若者が定住できる農村を目指すことが、まさに地域創生につながります。

JAは、地域があり、農地があつての組織、事業で、地域から絶対に離れられません。国の事業であつた国鉄や郵政事業などと違い、協同組合の理念に基づき、事業を行つてきたJAに、規制を取り払う規制改革会議が規制を強化するのは本質的におかしいこととなります。JAの自主改革が成功することを願つて賛成討論を終わります。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。

請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よつて、請願第8号、JAグループの自己改革の実現に向けた請願は、採択することに決定いたしました。

議長（河合生博君） 陳情第2号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて陳情第2号の討論を終結いたします。

陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よつて、陳情第2号、国道17号線沿い上津商業施設誘致に関する陳情書は、趣旨採択することに決定をいたしました。

- 日程第4 議案第69号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
議案第70号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について
議案第71号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)に
ついて
議案第72号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について

議長(河合生博君) 日程第4、議案第69号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第72号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本案については、既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。
議案第69号について、質疑はありませんか。

4番石坂君。

- 4番(石坂 武君) 15ページ、一番下になりますけれども、2款総務費、1項総務管理費、17目温泉施設費の猿ヶ京温泉交流公園(満天星の湯)管理運営事業、負担金、補助及び交付金のろ過ポンプ等の交換工事の部分についての129万6,000円について、9月のときにも同種類の質問をさせていただいておりますけれども、これについても老朽化によるということでしょうか。

議長(河合生博君) まちづくり交流課長。

(まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇)

まちづくり交流課長(宮崎育雄君) 石坂議員の質問にお答えします。

このポンプについては、老朽化により故障したものでございます。

以上です。

議長(河合生博君) 4番石坂君。

- 4番(石坂 武君) とするならば、こういったものは当初予算で計上するべきものということで9月にも申し上げております。そのときに、特例で認めてほしいと、そういう回答があったと思います。また、そういった内容が3カ月たった12月の議会の中で計上されてくると、そういった部分について、どうお考えなんですか。

また、特例がそんなに頻繁に続くものではないと考えますが、どうでしょうか。

議長(河合生博君) 交流課長。

(まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇)

まちづくり交流課長(宮崎育雄君) ただいまのご質問にお答えします。

ポンプ等機械類については、非常に故障を予測することが難しいところがございます。ランニングしていく中で、当初予算編成時には大丈夫だろうと思っていたところが、年度途中で故障するというようなこともございまして、今回のケースは、まさにそこに当たるということで、9月以降、どうしてもぐあいが悪くなってしまったということで、12月

に上げさせていただきます。

以上でございます。

議長（河合生博君） 4番石坂君。

4番（石坂 武君） その点については、9月とは状況が違うんだということで受けとめさせてもらってよろしいんですね。

それと3回までということで制限がありますので終わりにになってしまうわけですがけれども、要望という形になると思いますけれども、当初予算の意味、また補正予算の意味とそれぞれあるわけで、今回の補正においても、全体の中で数カ所、ちょっと疑問に思う部分の予算計上があるように思います。今後、適正な予算計上をするように要望します。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま当初予算の趣旨、目的についてお話がありました。当然のことながら1年間の執行状況につきまして、年度当初に当初予算を計上すると、これは当然のことでございますけれども、今は各種の取り組み等について、非常に足が速うございます。国のほうのいろいろな活動に対して、例で挙げさせていただきますと、まち・ひと・しごと創生法ができたこと、これについて市町村で対応するというところで、先般、補正予算を認めていただいたところです。ただいまの施設関係につきましては、前広に施設の安全性を確保するような予算計上ができればいいわけですがけれども、このところについては、なるべく長寿命化をかけながら引っ張っていくことをやっておりますので、年度内に緊急的に修理しなきゃいけないというものが出てくるという可能性は高くなっています。

それとあわせて、先ほど創生法の関係でご説明いたしましたように、緊急に対応していくと、そのほうが有効だという事案が、この間、多く出ているということも事実でございます。したがって、当初予算で年間をきちっと見通すと同時に、その時々に必要なものについては、議会にお諮りしながら決定していくという方法で引き続きやっていきたいと思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

16番小野君。

16番（小野章一君） 14ページです。総務費の産業政策費、19節の負担金、補助及び交付金ということであります。赤沢スキー場の活性化プロジェクト補助金ということで250万円の計上が今回補正でとられております。赤沢スキー場においては、当初予算では管理運営費として3,238万1,000円、またそのほかにも、これと同じ補助金として100万円の計上につきまして、今このスキー場の運営は、スタートが時期的に始まったというところにあると思いますけれども、この250万の計上の目的をお伺いたします。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答えします。

この予算につきましては、2015年、群馬の冬季国体というのが片品村で開催されます。それにあわせて、赤沢スキー場でフリースタイルのイベントを行いたいということで、日本体育協会並びに全日本スキー連盟の主催ということで、フリースタイルのモーグルの

競技が行われるということになっております。これについては、当然、参加料もいただくんですけれども、不足する分もございますので、これについて支援をするということで予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 16番小野君。

16番（小野章一君） 今、こういった形で2015年の冬季国体に向けたイベントということで250万の計上ということでございます。この赤沢スキー場においては、議会から見直しを図るということの中ではあったわけでありましてけれども、今なお一般会計として管理運営をされているわけでありまして。

この今の答弁にありましたイベントにつきましては、全日本が主催だというようなことでございますけれども、こういったことは、管理運営上、公的としていいものか、地元この町の小・中学生が使うものとは全く別というふうな解釈の中で、1つこのことをやる、250万を計上した中で、この管理運営上の経済効果というんですか、そういったものはどのように見ているんですか。

議長（河合生博君） 交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答えします。

このイベントについては、200人から300人の参加者を見込んでおります。これに加えて引率の方等々考えますと、恐らく四、五百人の方が参加をしていただけるのではないかと。参加料についても1人5,000円ということで予定しております。そのほかに、当然この大会に参加をするということになりますと、地域に宿泊をする、あるいは地域で買い物をする等々の活動が予測されますので、この具体的な数値について、今のところ幾らということで予測はしておりませんが、そういったところの経済効果を期待しているところでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

3番鈴木君。

3番（鈴木初夫君） 同じページ、14ページなんですけど、9目の産業政策費、13節の委託料、サッカー場整備基本設計業務委託料1,000万円についてお伺いしたいと思います。最初に、この1,000万円のサッカー場の基本設計については、場所はどこなのか。それとどのような内容で基本設計を行うのかお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず場所でございますが、このサッカー場の整備については、既に事前調査を行ってきた経緯がございます。その中で社会教育施設としては、月夜野総合グラウンドの中にある現施設が適当ではないか。それから観光施設については、藤原の1カ所、それから猿ヶ京の鶏舎跡地、それからたくみの里の中、それから高原千葉村の跡地というようなところが適当ではないかというような調査結果がなされております。この候補地、全部で5カ所に

ついて、それぞれ基本設計をしまいたいというふうに思っております。

さらに、まずは社会体育施設から整備をしていくことが適当ではないかというふうに調査結果ではなっております、月夜野総合グラウンドのところを中心にまずはやっていきたい。その中で、附随して観光施設として4カ所についても基本設計をやっていきたいということでございます。

それから、基本設計の中身については、それぞれコート配置計画、あるいは駐車場、あるいはクラブハウス等々の配置について、現地に落としていってみたいというふうに考えております。並びに概算事業費についてもつかんでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 鈴木君。

3番（鈴木初夫君） 今、5カ所のところを調査して基本設計を行うという話ですが、1,000万円というお金は大金なわけですが、またこの5カ所については、まだ昨年、315万円ですか、使って調査したと思いますが、産観のほうに示された部分については、その中の一部、場所的なものだと思ってるんですけども、その1,000万円という金額を使って、先ほど話したように、クラブハウスだとか配置、このくらいをやるのに、こんな大金を使っていいものかなという疑問がわいたわけです。それで、こういう関係については、1,000万円という基礎をつくったのは、当然、予算編成時に県の歩掛にありませんので、どこかから、コンサルから見積もりをとったものと考えております。その見積もりをとった先ですか、1,000万円の基礎となる見積もりをとったコンサル、入札に入れない3社ぐらいから見積もりをとって、そのもとをつくったのではないかと思います。できれば、そのコンサルの名前を教えてくださいと思います。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまのご質問にお答えします。

具体的にコンサルから見積もりをとったということではございません。今までまちづくりビジョンの策定委員会、あるいは産業観光常任委員会等々で現地視察をしてきたという経緯がございまして、七尾市等々の事例を研究する中で、関係者からヒアリングをして、そういったところでこのくらいの金額がかかるのではないかとということで予算計上したところでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 関連なんですけれども、サッカータウン構想というのは説明を受けたんですけども、その大体というか、大まかの総事業費みたいなものを頭に入れているのか、それともこれで計算された金額で積み上げるのか、その辺のところをちょっと教えてください。

議長（河合生博君） 交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、サッカー場の整備については、既存のクレーのグラウンド、これを人工芝にする場合、1面ですと1億5,000万程度かかるだろうと。2面ですと、やはり3億円ぐらいかかるだろうと。それにクラブハウス等々含まれますと、まず1カ所当たりで大体四、五億かかると。七尾市等の例を見ますと、大体1カ所6億円から7億円をかけているということでございます。したがって、この辺が目安ということになるかと思いますが、ただ、造成費等々について、かなり場所によって違ってくるといってもございますので、この基本設計の中で、具体的な事業費をつかんでまいりたいというふうに考えております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） そうすると、四、五億円で5カ所という25億円程度ということで頭の中に入れておいていいんですか。

議長（河合生博君） 交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答えします。

今、候補になっている既存の形態がまちまちでございまして、全てを二、三面のコートを整備する、あるいはクラブハウス等々を整備することにはならないと思います。したがって、単純に5億円掛ける5カ所、25億円ということにはならないと思います。それよりかなり低い金額で計画をつくるようにしてまいりたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） 12番林君。

12番（林喜美雄君） 26ページ、防災費の関係です。

防災行政無線の共同指令センターへの接続ということは、これでわかるんですけども、この雪で思い出したんですけども、ことしの2月の大雪の際、新治地区の防災無線がダウンしました。数日間機能しなかったわけですけども、聞くところによると、その後、復旧はしたんですけども、各部品等がもう製造されていないというような話のようでございます。注文した場合、何カ月もかかるというような老朽化した形、格好になっておまして、また月夜野町ともメーカーが異なったり、それから、みなかみ地区についてはオフトークでの対応というようなことで、ばらばらで来ているわけですけども、昨今、携帯メール等の普及、推進を図っておるかと思っておりますけれども、それにいたしましても、当面この防災行政無線のありよう、今後についてはどう考えているのか、その辺についてお伺いします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 林議員の質問にお答えします。

水上地区のオフトークについては、来年2月末で終了するというので使えなくなります。また、新治地区、月夜野地区の防災無線につきましては、現在、アナログ方式でございまして、デジタル化にしなければならないんですけども、アナログ方式が終了するの

が33年から34年ということ聞いております。そういうことでありまして、今現在進めております防災メールを推進し、また新たな、そういう機械的なもの、メールとかそういうものが新しいものが出てくれば、またそういうものを検討していかなければならないと考えておりまして、今のところは防災メールを推進していきたいと考えております。

なお、月夜野地区、新治地区の防災無線についても、機械的に非常に古くなっておりまして、順次修繕等の簡易的なものはしていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

8番前田君。

8番（前田善成君） 15ページの11款の環境政策費の中の環境教育推進事業の委託料の観光教育ガイドの委託料について、委託先と、それとあとどういう事業かの説明をいただきたいんですけども、お願いします。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） 前田議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、谷川岳エコツーリズム推進協議会のほうに環境ガイドがおりまして、そちらのほうへ委託をしております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

16番小野君。

16番（小野章一君） 25ページ、土木費の道路新設の改良費でございます。町道布施須川線の改良工事についてお伺いいたします。

この事業につきましては、当初予算が6,000万円であります。そのうち補償、補填及び賠償金というようなことで1,300万の予算が計上されております。まだ事業は未実施、入札はされておられません。今回の補正予算の2,500万円の計上によりまして、この間、現地調査をさせていただきました。この件につきましては、国道17号の白狐橋ですか、国土交通省管理の工事に伴う布施須川線の進入路改良に基づいての補正予算だというふうに聞くわけでございますけれども、この町道布施須川線の工事区間の起点は、国交省の言われる進入路とは別に、国交省の管理するところから町道に入るところが本来の起点であって、それが当初予算の6,000万ということの予算であったはずだというふうに解釈するわけでありまして、この関係につきまして、いわゆる起点から、あそこで現地調査をしたところ、スノーシェッドまでということございました。そんな中、今回補正の2,500万円でございますが、これは本来であれば、予算の都合上6,000万円で起点からできるところまでということで、よくある話ですけれども、第1工区、第2工区ということで入札を別にして、それを完成させるということが本来の限られた予算の中での執行というふうに思っております。

今回の補正の2,500万円の増額でありますけれども、当初予算の40%の額を越す補正がここでなされたということでございます。たびたび、そのたびに質疑をさせていただいておりますけれども、たび重なる当初予算と補正予算のあり方、先ほど石坂議員のと

ろろで町長が答弁になりました。緊急性を要するものと、その当初予算の意義というものの、当然、これは本来であれば限られた予算の中で、非常にすぐやらなくてはならないものはやるわけでありませけれども、ここで過去にも徒渉橋も40%以上の補正でありました、1工事であります。また11月の補正でも1億円の予算ということの中では、関所ホテルが煙突からアスベストが出たというようなことで1,500万の15%近い補正であります。また今回、まだ工事を発注もしない中で40%を超える補正ということは、やはりこの当初予算と補正予算のあり方について指摘をせざるを得ない1項目というふうに思っております。私もこの道について、今回、現地を見るまで、やはり布施須川線の改良工事だろうというふうには見ており、当初予算を賛成をもって通したわけでありませけれども、やはりそこら辺のあり方を町長はどのように思っているのかお伺いをしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどお答えしたことに非常に近いんですけども、全体の費目ごとのことはございませけれども、土木の事業費なり、あるいは道路新設改良、つまり道路橋梁費等をどういうふうに設定するかと、その地区ごとの配分の問題だと思っております。したがって、今、何点か例が出ましたけれども、そこをとめるということができずに補正を入れざるを得ないということがございませ。そうした中、道路のような長物については、当初の額の範囲内で延長を切れればいいのかというご指摘だというふうに思っております。ただ、トータルとして回るのであれば、合理的にできるところで、追加的に生じたものについては補正の中でやっていくというふうに考えております。

これが補正は議会にかけないということであれば、なるべく補正は避けませけれども、補正についてもご説明し、内容をご理解いただいて議決をいただくわけですから、補正については、その時々々の必要性に応じてまた審議をお願いするというふうに考えていきたいと思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

14番高橋君。

14番（高橋市郎君） 23ページなんですけれども、林業振興費の有害鳥獣対策費について質問させていただきます。

囲いわな、捕獲おりの貸出事業なんですけれども、現状、数多くの貸し出し事業で、わなが出ていると思うんですけども、猟友会の方の、いわゆる免許を持っている方の名義を、そこに張りつけて、それぞれそういう形での名義者があると思うんですけども、そういう方のご指摘をいただいたんですけども、設置は行政区単位なり、申請が出てきたところの名義者が設置をしていると思うんですけども、設置当初は管理がきちんとされている。しかしながら、年数を経過することによって、全然管理をされていない捕獲おりなりわながあると、そういうご指摘をいただきました。そういう中で、いわゆる鳥獣センターのパトロール隊員が何名かおられるようだけれども、その人たちが、きちんとその辺を把握されているのかという点、また管理が高齢化して、なかなか管理ができないよという、その行政区単位においては、そういうセンターのパトロール隊の方が、そのお手伝いのできるのではないかなというふうなご指摘をいただいた点。

それで、実際問題として、パトロール隊員の方から、直接、おりないしわなに獲物をおびき寄せるために、個人的なこういう話はどうかと思うんですけども、販売できない、いわゆるリンゴがあったら提供していただきたいというような話もあったんですけども、その点について、どのくらいの数のわなが貸し出しをされているのか、またそのうちどのくらい管理が行き届いていないのか、またそれに対してセンターがどの程度お手伝いができるのか、その点について回答をお願いしたいと思うんですが。

議長（河合生博君） 農政課長。

課長さんたちに申し伝えます。私から見て両脇なので、どこがというのがわからないので、しっかり議員と同じように、声を出して挙手をしてください。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

すみません、捕獲おりの貸し出しの総数については、今、手元に資料がございませんので、後ほどまたお答えさせていただきたいと思います。

それと、ご質問の獣害センターのパトロール員が、おりの管理ということでございますが、猟友会の方が個別に設置しているような場所もあると思うんですね。全てがその位置がわかっていないと思っています。実際には、獣害センターでも目撃情報をいただいているとか、おりをセンターのほうで設置しているところは当然、適切な管理をしているわけですが、そういった部分について、情報を全ていただいた上で、センターの職員がどうしてもできないところ、なかなか手が入っていないところについては、ちょっと研究させていただければというふうに思います。

それともう一つ、どの程度管理されていないところがあるのかということについても、ちょっとなかなか現地については、私どもで全て把握していない部分がございますので、申しわけございませんが、数については、この後すぐ管理されていないところについての数字は、もう少しお時間を、次の機会というようなことになろうかと思います。設置の数については、お時間をいただければ調べたいと思います。

議長（河合生博君） 高橋君。

14番（高橋市郎君） すぐすぐ、どうのということではなく、ただ、いわゆる設置の場所については、自治体なりからの各行政区単位での申請が出て設置しているところ等については、きちんと把握しているはずですよ。猟友会の方が、そのわなとかの場合は、それは各自がそれぞれやっているのは把握というのは難しい話だと思うんですけども、囲いわななりの大きなものについて、そういうご指摘をいただいたという点です。

ですので、すぐすぐ、どうのではないんですけども、その辺をきちんと把握をし、また町からきちんと指導をするなりして、有効に貸し出されているものが活用できるようにしていただくことが必要かなというふうに感じるわけでありませう。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えします。

おっしゃられるとおり、地域、行政区のほうから捕獲おりの設置申請があつて設置され

たものというのは、地図データの中で、どの位置にどういおうりが設置されているというのは、センターのほうで把握してございますので、それについて、例えば餌なりの管理が不十分であるということであれば、こちらについては、またセンターの職員に対して適切に指導したいというふうに思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） 23ページ、商工業振興費についてですが、住宅の新築、また並びに改修ということで、こういうふうに補正が出るというのは大変喜ばしいことだと思っております。現在その状況についての説明、何件くらい来ているのかということと、またそういった該当しない、そういう要望、今回それに補助金を出せないというような家があるのかどうかも含めて、ちょっと説明をお願いします。

それともう一点、25ページ、都市整備費について、4,000万の減額が補正されています。そういったところで、当初予定4億円という形で出てはいますが、こういった大きな額が、これは用地購入費ということになっております。当初、予定していた工事の区間、これは用地を買収すると同時に、そこまで工事をするというような計画があるのかと思います。そういったところで、こういった減額をされたことによって、工期のおくれ等々、またそれ以外にも問題点があるのかどうかを、ちょっと説明いただければと思います。

議長（河合生博君） 交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの住宅新築改修等補助金について説明をさせていただきます。

現在のところ、受付件数が98件でございます。申請額が1,248万4,000円ということになっておりまして、既に当初予算の1,000万円を超えている状況でございます。したがって、この超えた分について、今回の補正で対応しまして、申請者に対して交付決定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） 中島議員のご質問にお答えいたします。

町道真政悪戸線整備の関係で4,000万円減額しております。こちらにつきましては、この事業を行っている都市再生整備事業の国の交付金の割り当ての金額が大きく減額されましたことによりまして、今回、用地買収を予定していた川の左岸側の後閑側のエリアの用地買収分を切らざるを得なくなりました。このことによって、全体のやはりこれだけの規模がございますので、全体の工期的なものについては多少の影響が出るように思います。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

15番久保君。

15番（久保秀雄君） 先ほど14ページの関係です。サッカー場の委託料ということで1,000万計上されております。先ほど交流課長が、5カ所について調査をしていくと。1カ所については社会体育施設、4カ所については観光施設と、こういう報告がなされました。そして、この議会で陳情第3号として、猿ヶ京の鳥小屋跡地、あそこをサッカー場として整備をしてくださいと、こういう陳情も出ている。先ほどの委員長の報告にはありませんでしたけれども、委員会の中では、ビジョン委員会の結論がまだ出ていないと。そして近いうちに出るだろうと、こういうことを理由として継続審議と、こういう形になっております。

先ほど交流課長の説明でいきますと、そのところも含めて、この1,000万円を使っていきますよと、こういうことだろうと思います。委員会の中で結論が出ないものについて、議会がそこに予算をつけると、これはいかななものなのかなと、こういうふうに1つ思うところがあります。それはまた、その辺の見解について、ひとつお聞きをしたいと。

それともう一点、23ページ、里山保全整備事業と、こういうことで2,000万円が委託料として計上されています。この里山整備についても、いろいろビジョンの中で検討されているんだろうと思います。ここで2,000万円計上されてきたと。この目的、また委託料ということでもありますけれども、どんな事業をするのかと、こういうことでお聞きをしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 議会審議中のものについて予算を掲げるのはいかがというご指摘でございます。これは議会の審査の仕方ですから、私がお注文することではありませんけれども、私の経験してきた県議会の陳情・請願については、建設をしてくれというものについては建設予算がつくまでは採択しない、あるいは継続審議するというのは県庁のやり方です。県庁のやり方にこだわるわけではありません。

したがって、継続審議ということで、議会としては不採択ではないと。継続して勉強していきましょうと。そのときに比較設計であるとか、ほかと比べてどうであるとか、先ほど担当課長のご説明した範囲で検討していくということについては、必要なことではないかというふうに思っているところでございます。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） 里地・里山の整備の委託料についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、名称は里地・里山保全整備事業という名称を使わせていただいているんですが、緑の県民税を活用した困難地支援、要するに竹林であるとか、獣害対策のための山の整備というもので考えております。委託料ということですが、ですから作業の委託ということで、相手先はまだ決まっているわけではございませんし、まだ交付決定をいただいているものではございませんが、県のほうからは新年早々には交付決定になるでしょうというようなお話をいただいております。

以上です。

議長（河合生博君） 久保君。

15番(久保秀雄君) 今、農政課長から答弁をいただきました。

県の緑の県民税と、これを使つての、単純な話をすれば農地転換、その周りの除草だとか木を切ると、こういう事業かなと、こんなふうに思います。今の時期でいうと、単純な話をすれば草は生えてないと。それから木にも葉がないと、こういう時期の中で、それをやるということは、県からの補助金というか、それとのかかわりだという理解でよろしいわけですか。

議長(河合生博君) 農政課長。

(農政課長 原澤志利君登壇)

農政課長(原澤志利君) お答えします。

久保議員のおっしゃるとおり、県のほうから事業の執行について、総額の話もございまして今になってしまったというところでございます。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ないようですので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

これより議案第69号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

15番久保君。

(15番 久保秀雄君登壇)

15番(久保秀雄君) 暫時休憩願います。

議長(河合生博君) 暫時休憩。

(10時16分 休憩)

※休憩中に議事運営について確認がされた。

(10時25分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き再開をいたします。

議長(河合生博君) これより議案第69号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第69号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について

は可決されました。

暫時休憩いたします。再開を10時40分再開いたします。

(10時27分 休憩)

(10時40分 再開)

議長(河合生博君) 再開をいたします。

議長(河合生博君) 農政課長。

(農政課長 原澤志利君登壇)

農政課長(原澤志利君) 先ほどの高橋市郎議員の捕獲おりの数についてご説明申し上げます。

25年度末で、おりの保有数418基、貸し出しといますか、設置している数が194基でございます。

以上です。

議長(河合生博君) 観光課長。

(観光課長 澤浦厚子君登壇)

観光課長(澤浦厚子君) 先ほど前田議員からご質問いただきました件なんですけれども、15ページの環境教育推進事業の関係なんです、このところの表記が間違っております、大変申しわけないんですが、訂正をさせていただきたいと思っております。

「観光教育ガイド委託料」とございますが、このところが「環境教育ガイド委託料」というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

議長(河合生博君) 議案第70号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

これより議案第70号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 次に、議案第71号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

これより議案第71号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

これより議案第72号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続審査・調査申出について

議長(河合生博君) 日程第5、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第

75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定をいたしました。

日程第6 字句等の整理委任について

議長(河合生博君) 日程第6、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本会議で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定をいたしました。

議長(河合生博君) 以上、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会挨拶

議長(河合生博君) 閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

提案いたしました条例4件、施設の指定管理の指定8件、補正予算4件、全て原案どおりご決定いただき感謝申し上げますところでございます。

本定例議会と期間が重なって、衆議院議員総選挙が行われました。議員各位におかれましても、地方政治家としてそれぞれの立場でお忙しかったのではないかと拝察いたします。結果としては、国民の選択は、現政権によるさらなる経済の活性化を期待しているということになるかと思えます。中央経済の活力を地方に波及するという施策に期待したいと思っております。ご挨拶申し上げます。

また、地方創生が言われておりますが、一方では人口流出をとめるダム機能を持たせるため、61の地方中枢都市への施策の集中の議論であるとか、あるいはコンパクトシティとネットワークということも喧伝されております。これらの地方創生の方向は、必ずしも我がみなかみ町の環境に合致したものとは言いがたいという感がしております。

このような中で、みなかみ町が取り残されないよう、気を引き締めて取り組んでいく必要を感じているところであります。まち・ひと・しごと創生法に基づく地方支援は、ばらまきや全国一律ではなく、熱意ある個性的な取り組みを支援するというとも言われておりますので、この点に期待し、積極的に取り組んでいきたいと考えております。非常に活性化されております我がみなかみ町議会の活動と行政執行との適切な連携についても、地方創生のモデルとして有効な要素と考えておりますので、今後とも折に触れてご理解とご支援を賜るようお願い申し上げます。

現在、みなかみ町の長期ビジョンについても検討が進んでおり、中間報告書が公表されております。長期ビジョンと、ビジョンというのは、あくまでも夢を語るものでありますので、これらを全て実現するという事は不可能だと思います。答申をいただいた段階で、それに基づく選択、実施計画、順番づけ、これらを今後つくり上げていくという必要がございます。

また一方では、今申しあげましたように、まち・ひと・しごと創生法による地方支援策が順次提示されてきております。これらに的確に対応するという両点を兼ね合わせながら、ビジョンに提示されたものの中から、当面の施策、取り組みをひっぱり出しまして、みなかみ町幸せ創生総合戦略というものを、法に基づきつくるということで、これの作成にも着手してきているところであります。

さて、これから年末年始を迎え、議員各位におかれましても、地域の方々との交流の機会も多くなることと存じます。また、インフルエンザ、風邪等もはやっております。健康に留意されご活躍いただくことをご期待申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。お世話になりました。

議長閉会挨拶

議長（河合生博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ことしも残り15日となり、12月定例議会は11日間の会期をもって本日閉会となります。

ことしを振り返ってみますと、4月20日投票のみなかみ町議会議員選挙により、現在の18名の議員が当選をいたしました。5月9日、総務省の30年後の人口推計が発表され、大都市を除いて半減し、市町村では限界集落が増えるとの報道がございました。また5月15日の臨時会におきまして、議会構成が現体制になり、現在まで全員の議員が非常に活発に議員活動に活躍をいただいておりますことに衷心より御礼を申し上げます。

本年夏は、2月の豪雪被害に始まり、異常気象の中、晴れ間が少なく、時には100ミ

リを超える集中豪雨により全国的な大被害が発生し、広範囲にわたり土石流などが発生をし、野菜を中心とした農作物に多くの影響が出ました。

秋口に入り、天候も安定し、大きな台風もなく、水稻、果樹などは平年並みとのことであります。観光の町、みなかみとして、冬のシーズンがいよいよスタートいたしました。みなかみ町の魅力、温泉や谷川連峰の山々、水源としての利根川の源流、またスキーを初めとする多くのウインタースポーツ、全ての魅力を全面に出して集客を望むところであります。

また、議員の皆様方には、忘年会や多くの活動日程が増えておりますので、体調にはくれぐれも注意をしていただき、議員活動をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、今期定例会に予定されました案件の全てを議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。終始熱心なご審議をいただきました議員並びに関係者、当局の皆様方に感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。1年間大変お世話になりました。

閉 会

議 長（河合生博君） これにて、平成26年第6回（12月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

（10時51分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月19日

みなかみ町議会議長 河 合 生 博

署名議員 5 番 小 林 洋

署名議員 1 4 番 高 橋 市 郎